

独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準

30 経営第 2545 号

平成 31 年 2 月 26 日

一部改正令和 2 年 3 月 3 日

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により作成された、総務大臣の定める独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

（1）信用基金は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- ① 同条第 1 項第 1 号に定める各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（以下「年度評価」という。）
- ② 同条第 1 項第 2 号に定める中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）
- ③ 同条第 1 項第 3 号に定める中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間実績評価」という。）

（2）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、別紙に定める信用基金の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の 3 段階で行うものとする。

（3）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（2）の例により行うものとする。

（4）主務大臣は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。

ア 独立行政法人の評価により適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

ウ 信用基金については、その業務実績が、経済情勢、国際環境の変化、災

害の発生等外的要因により大きな影響を受けるものであること、業務の遂行において過去に締結された契約関係の履行が業務の大部分を占めること等により、法人の裁量の範囲が限られていることから、法人の業務上の努力が直ちには実績に反映されないという当該法人特有の特殊な事情を十分に参酌するものとする。

2 各事業年度の実績評価の方法

(1) 評価項目のウエイトの設定

中期目標において重要度が高い業務とされた項目については、他の項目に比べ2倍の評価ウエイトを持つものとし、各評価項目における評価ウエイトは別紙のとおりとする。(2) 中項目の評価方法

ア 中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの(以下「小項目」という。)の評価結果について、

- 達成度合がSとされた小項目を4点
- 達成度合がAとされた小項目を3点
- 達成度合がBとされた小項目を2点
- 達成度合がCとされた小項目を1点
- 達成度合がDとされた小項目を0点

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に重要度が高い業務を含む小項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む小項目については、点数に2を乗じるものとする。なお、小項目がない場合は、その中項目の評価指標により、次のイに準じ、5段階評価を行うものとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上で顕著な成果がある | S |
| 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の120%以上 | A |
| 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上120%未満 | B |
| 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 | C |
| 小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 | D |

イ 小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務を中止し、又は業務量を減らさざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

(ア) 小項目に達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の5段階で行うものとする。

(中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」等とされている場合)

- | | |
|-------------------------|---|
| 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある | S |
|-------------------------|---|

数値の達成度合が 120%以上	A
数値の達成度合が 100%以上 120%未満	B
数値の達成度合が 80%以上 100%未満	C
数値の達成度合が 80%未満	D

(イ) 小項目に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、当該目標の達成度合を踏まえ、次の５段階で行うものとする。なお、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、指標が設定されている場合には、その達成度合を考慮した上で判定するものとする。

所期の目標を上回る顕著な成果があった	S
所期の目標を上回る成果があった	A
所期の目標が概ね達成された	B
所期の目標を下回り、改善を要する	C
所期の目標を下回り、抜本的な改善を要する	D

(ウ) 小項目の評価に当たっては、達成状況その他の要因分析を行うものとし、要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、評価に修正を加えることができるものとする。

(エ) 各中期目標期間の２年目以降の評価に当たっては、必要に応じて、前年度までの年度評価を参考にするとともに累年の業績も考慮するものとする。

ウ 小項目のうち当該事業年度においては業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

エ 小項目のうち要請などに基づく他律的な業務及び短期借入金については、当該事業年度において要請などがなく業務の実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とする。

オ 小項目の評価に当たっては、信用基金から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

(３) 大項目の評価方法

大項目の評価は、中項目の評価結果について、

S評価とされた中項目を４点
A評価とされた中項目を３点
B評価とされた中項目を２点
C評価とされた中項目を１点
D評価とされた中項目を０点

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に重要度が高い業務を含む中項目の項目数を加えたものに２を乗じて得た数を基準として、次の５段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む中項目については、点数に２を乗じるものとする。なお、中項目がない場合は、その大項目の評価指標により、５段階評価を行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上で顕著な成果がある S

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上	A
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 120%未満	B
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満	C
中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満	D

(4) 総合評価の方法

ア 総合評価は、大項目の評価結果について、

- S評価とされた大項目を4点
- A評価とされた大項目を3点
- B評価とされた大項目を2点
- C評価とされた大項目を1点
- D評価とされた大項目を0点

とし、その集計に当たっては、大項目の項目数に重要度が高い業務を含む大項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、次の5段階評価で行うものとする。その際、重要度が高い業務を含む大項目については、点数に2を乗じるものとする。

大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上で顕著な成果がある	S
大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上	A
大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 120%未満	B
大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満	C
大項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満	D

なお、法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評価に影響を与える事象が発生した場合には、評価に修正を加えることができるものとする。

イ 総合評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとする。

- ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らさざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等
- ・業務の達成度合が低くC又はD評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等

3 中期目標の期間評価（見込評価、期間実績評価）の方法

中期目標の期間評価は、上記2に準じて行うものとする。

(別紙)

中期計画に属する各項目	項目	左の基準となる数値	ウェイト
	総合評価	10	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	大項目	16	2
1 農業信用保険業務	中項目	16	2
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	小項目		2
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	小項目		2
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	小項目		1
(4) 求償権の管理・回収の取組	小項目		1
(5) 利用者のニーズの反映等	小項目		1
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	小項目		1
2 林業信用保証業務	中項目	16	2
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	小項目		1
(2) 適切な保証料率の設定	小項目		2
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	小項目		1
(4) 求償権の管理・回収の取組	小項目		1
(5) 利用者のニーズの反映等	小項目		1
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	小項目		1
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	小項目		1
3 漁業信用保険業務	中項目	12	2
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	小項目		2
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	小項目		1
(3) 求償権の管理・回収の取組	小項目		1
(4) 利用者のニーズの反映等	小項目		1
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	小項目		1
4 農業保険関係業務	中項目	4	1
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	小項目		1
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	小項目		1
5 漁業災害補償関係業務	中項目	4	1
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	小項目		1
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	小項目		1

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと るべき措置	大項目	8	1
1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費 の削減）	中項目		1
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般 管理費の抑制）	中項目		1
3 調達方式の適正化	中項目		1
4 電子化の推進	中項目		1
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためと るべき措置	大項目	16	1
1 財務運営の適正化	中項目		1
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び 資金計画	中項目		1
3 決算情報・セグメント情報の開示	中項目		1
4 長期借入金の条件	中項目		1
5 短期借入金の限度額	中項目		1
6 不要財産の処分に関する計画	中項目		1
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	中項目		1
8 剰余金の使途	中項目		1
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	大項目	8	1
1 施設及び設備に関する計画	中項目		1
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率 化に関する目標を含む。）	中項目		1
3 積立金の処分に関する事項	中項目		1
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	中項目	4	1
(1) ガバナンスの高度化	小項目		1
(2) 情報セキュリティ対策	小項目		1